

立神広場整備活用事業土壤汚染対策業務 仕様書

1 業務名

立神広場整備活用事業土壤汚染対策業務

2 業務の目的

立神広場は、1889（明治22）年に開庁した佐世保鎮守府の関連施設で、明治期から昭和期の建物遺構が残る埋蔵文化財包蔵地である。敷地内には、市内における最古級の煉瓦倉庫が現存する。これらは現在、国有財産（財務省）であり、佐世保市では昭和62年から令和4年度まで管理委託を受けていた。※令和5年度からは整備目的のため無償貸付契約中。

また、本市にある日本遺産「鎮守府・佐世保」の構成文化財（近代化遺産）は市内各所に点在する上、日本遺産「鎮守府・佐世保」全体を説明・案内するガイダンス機能も十分でない状況がある。このようなことから、立神広場について、その価値を顕在化し、軍転法に基づく国から本市への譲渡を目指すとともに、文化財の価値を活かした「歴史公園」及び「日本遺産「鎮守府・佐世保」拠点施設」として整備を図るため、適切な保存と整備活用などに関する基本計画を策定し、現在、令和8年度の供用開始に向け整備を進めている。

本業務は、令和5年度に実施した土壤汚染調査の結果、汚染が発覚したため、土壤汚染対策のうち、計画書支援および施工管理等を一体とした業務を実施するものである。

3 対象地

佐世保市立神町23番14、23番35号

4 業務期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

5 基本的事項

- ・報告書の著作権等は一切佐世保市に帰属するものとする。
- ・土地や建物の所有者は現在、国有財産（財務省）である。
- ・受託者は、委託業務により知得した事項については、秘密を守り外に漏らさないこと。
- ・市担当者との協議内容については厳守し、業務に反映すること。
- ・この仕様書に定めのないこと、また、疑義を生じた部分については、協議のうえ定めることとし、必要な場合は現地にて立会協議を行うこと。
- ・業務受託者は、委託業務により知得した情報について「個人情報及び工事（業務）情報の取扱いに関する特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」に従い、取扱いに留意すること。また、業務完了時に「情報の取扱いに関する実施状況報告書」を提出すること。
- ・業務の実施にあたり、事故・不具合が発生又は発生が予想される時は、必要に応じて臨機の処理を講じるとともに、直ちにその旨を通知し、指示を受けるとともに遅滞なくその状況を書面により報告しなければならない。

6 準拠する基準・法令等

- ・土壤汚染対策法 ・土壤汚染対策法施行令 ・土壤汚染対策法施行規則
- ・土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン

7 業務内容

(1) 経過等

- ・ 令和5年04月10日 土壤汚染対策法第4条第1項の規定に基づく届出書を提出
- ・ 令和5年04月24日 土壤汚染状況調査命令書が発出「鉛及びその化合物」
- ・ 令和5年07～12月 土壤汚染調査業務「34箇所（対象は鉛及びその化合物）」
- ・ 令和5年11月20日 調査結果：34箇所中、含有量基準超過が14箇所、その内、溶出量基準超過が6箇所
- ・ 令和5年12月05日 環境部へ調査結果報告書提出
- ・ 令和5年12月25日 環境部より「形質変更時要届出区域」として区域指定が公告

【面積】・全体敷地面積：5,458.05 m²
・ 調査命令範囲：2,697.21 m²
・ 区域指定範囲：1,000.52 m²（形質変更時要届出区域）

【土壤汚染対策の方向性】

- ・ 区域指定は解除せず、盛土や舗装など封じ込めの土壤汚染対策を採用する。
- ・ 汚染土の運搬については、土壤汚染対策法第16条関係は採用せず、法第14条関係を採用する。

(2) 計画書支援

- ① 打合せ協議（市・施工会社）、現地踏査
- ② 土壤汚染対策内容・施工管理内容の検討
- ③ 資料等作成（土壤汚染対策法第12条・第14条等）

※汚染対策等の最終決定により業務内容が変更となる場合あり

※データ整理（写真管理、マニフェスト管理）、工事報告書作成、行政用資料作成については令和7年度に実施する（本業務対象外）

※資料等作成は令和6年5月末を目途に作成し、その後、環境部へ届出を行い、6月中には現場再開が可能な工程とすること。（1日でも早い再開を希望する）

(3) 施工管理

- ① 土壤汚染対策実施中の施工管理（10日/月×9ヶ月の非常駐を想定）
- ② 地下水の分析調査（1回/月×9ヶ月想定 特定有害物質は鉛及びその化合物）

※汚染対策等の最終決定により業務内容が変更となる場合あり

(4) 観測井戸（4m×2箇所想定）

- ① 打合せ協議、現地踏査
- ② 地下水採取
- ③ 計画書作成・現場準備・データ整理・報告書作成
- ④ 地下水の分析調査（1回×2箇所 特定有害物質は鉛及びその化合物）

※汚染対策等の最終決定により業務内容が変更となる場合あり

※観測井戸の設置作業については公園整備の施工会社にて実施（設置のみ本業務対象外）

8 業務計画書

- ・業務受託者は、業務計画書を契約締結後 14 日以内に、監督職員に提出すること。
- ・業務計画書には、次の内容を記載する。
 - ① 業務の実施方針（設計条件の整理、重視する設計上の配慮事項、その他の配慮事項）
 - ② 打合せ計画
 - ③ 業務工程表
 - ④ 業務実施体制
 - ⑤ 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験年数、過去実績
担当技術者の分担業務分野、所属、役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数、過去実績
 - ⑥ 協力業者の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力業者がある場合）

9 成果品

(1) 報告書 1部（環境部への提出分を除く）

(2) 電子成果品 1部

※データは上記報告書や図面全てを CD-R や USB 等の電子媒体で提出すること。

※図面データは、JWW データ及び PDF 変換データを提出すること（協議の上決定）

※資料のデータは佐世保市で編集可能なデータを提出すること。

※上記の編集可能なデータ以外に報告書印刷用の PDF データを提出すること。

(3) その他市が指定するもの